

令和6年度庁議報告事項

第17回庁議（2024年11月25日）

企画部企画課

【件名】

中野区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議の設置及び男女共同参画センターSNS 相談の開設について

【要旨】

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行及び令和6年2月に策定した中野区男女共同参画基本計画（第5次）を踏まえ、中野区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。また、様々な問題や悩みを抱える方を支援する体制を強化するため、男女共同参画センターSNS 相談を開設する。

1 支援調整会議の設置

（1）現状・課題

女性が抱える問題が複雑化・多様化している中、地域における困難な問題を抱える女性の実態や、地域で活用できる資源の把握が十分にできていない。また、民間団体を含む関係機関との支援の実態等の共有を包括的に行う機会がないため、必要な支援に結び付いていない可能性がある。

（2）設置目的

関係機関との情報共有を包括的に行うことで、困難な問題を抱える女性の実態や地域で活用できる資源を把握し、効果的かつ円滑な支援につなげるため、支援調整会議を設置する。

（3）会議の構成

支援調整会議は、実務者会議及び個別ケース検討会議の2層構造とする。

会議名	内容	主な協議事項	開催回数
実務者会議	関係機関の実務担当者による会議	・ 関係機関の支援に係る課題についての意見交換 ・ 関係機関の実務者間による情報共有 ・ 支援者養成研修	年1～2回
個別ケース検討会議	支援が必要な個別ケースに関係する実務担当者による会議	個別ケースに対する検討	随時

(4) 主な関係機関

医師会、歯科医師会、警察署、保護司会、社会福祉協議会、女性支援施設、民間団体、区関係所管等

(5) 今後のスケジュール（予定）

令和7年 1月 支援調整会議設置
支援調整会議実務者会議開催

2 男女共同参画センターSNS 相談の開設

(1) 現状・課題

現在、区では悩みを抱える方が気軽に相談できる環境が十分ではなく、特に男性からの相談については、東京都の相談窓口を案内している状況である。

また、国の相談事業では、オンライン相談の割合が年々増加傾向にあり、若年層を中心に需要が増している状況にある。

(2) 開設目的

年齢・性別に関わらず、様々な問題や悩みを抱える方が、LINE 等を活用し気軽に相談できるよう、（仮称）なかのつながるハート LINE を開設する。

(3) 事業概要

ア 開設時期（予定）

令和7年6月

イ 相談対応日時

月曜日、木曜日及び日曜日 午後3時から午後9時まで

ウ 対象

区民であれば、性別、年齢を問わず、誰でも相談可

エ 相談内容

夫婦や親子等の家族関係、学校・職場・地域等での人間関係、性的指向及び性自認に関すること、ハラスメント、配偶者や交際相手などパートナーからの暴力、自分自身の生き方等